

徳島県沿岸漁業改善資金取扱要領

第1 趣旨

沿岸漁業改善資金制度の運営については、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、同施行令（昭和54年政令第124号）、同法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年徳島県規則第84号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この要領により適正かつ円滑に処理するものとする。

第2 資金の貸付け

1 対象となる沿岸漁業

この制度で規定する沿岸漁業は具体的には、次に掲げる漁業とする。

- (1) 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業。
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 水産動植物の養殖の事業

沿岸漁業のうちには内水面漁業が含まれるものとする。

2 資金の種類

沿岸漁業改善資金は、経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金の3種であり、それぞれ次のとおりとする。

(1) 経営等改善資金

経営等改善措置（沿岸漁業の経営又は操業実態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことをいう。以下同じ。）に必要な資金で別表1のとおりである。

(2) 生活改善資金

生活改善措置（沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。以下同じ。）に必要な資金で別表1のとおりである。

(3) 青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者又は漁業労働に従事する者、その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営又は技術の実地に習得するを行うことをいう。以下同じ。）に必要な資金で別表1のとおりである。

3 借受主体

- (1) 借受主体は、次に掲げるものであって、各資金種類ごとの借受主体は別表1のとおりである。

ア 沿岸漁業を営む個人

イ 沿岸漁業の労働に従事する者

ウ 沿岸漁業の従事者の組織する団体

なお、法人格のない団体が借受主体となるためには、次の要件を併せ有するものであること。

(ア) その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、通常の社会関係において人格なき社団としての実体を有すること。

(イ) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的とする目的機能集団で実体的活動を現に行っており、しかもその規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。

エ 沿岸漁業を営む会社でありその常時使用する従事者が20人以下のもの。

オ 認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第14条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項の当該認定中小企業者をいう。以下同じ。）

なお、次に掲げる場合は、借受主体となることはできない。

(ア) 金融保険業を営む場合

(イ) 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6箇月を経過していない場合

(ウ) 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し金融斡旋業等を営む第三者が介在する場合

(エ) 許認可及び登録等を必要とする業種であるにもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

(オ) その他知事が借受主体として不適切と認める場合

カ 促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第11条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項の促進事業者をいう。以下同じ。）

なお、次に掲げる場合は、借受主体となることはできない。

(ア) 金融保険業を営む場合

(イ) 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6箇月を経過していない場合

(ウ) 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し金融斡旋業等を営む第三者が介在する場合

(エ) 許認可及び登録等を必要とする業種であるにもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

(オ) その他知事が借受主体として不適切と認める場合

(2) 知事は、各資金の貸付けを受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを行わないことができる。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 貸付けの条件

(1) 貸付内容及び貸付要件

別表1のとおりとする。

なお、同一の沿岸漁業従事者等（法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等を

いう。以下同じ。)、認定中小企業者又は促進事業者に対する貸付けは、原則として貸付内容(自動操縦装置等ごとの種類をいう。)ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- ① 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の節減若しくは大気汚染物質(窒素酸化物(NO_x)等)の放出の低減をすること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合
- ② 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法、漁場等の転換があり、同一貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合
- ③ 捕機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合
- ④ 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合(ただし、この場合2回を限度とする。)
- ⑤ 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を県の指導を受け、年次計画を立てて行う場合
- ⑥ 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合
- ⑦ 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合
- ⑧ 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合
- ⑨ 研修教育資金の国内研修の場合(ただし、この場合2回を限度とする。)
- ⑩ 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合

(2) 貸付金の限度額

ア 資金種類ごとの貸付限度額は別表1のとおりとする。

イ 一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者又は一促進事業者ごとに係る貸付金の合計額の限度は5,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

ウ 前項イにおける知事の承認は、借入1件ごとに、あらかじめ、農林水産大臣と協議するものとする。

(3) 貸付対象事業費

ア 事務費及び自己労賃費は貸付対象として認めないものとする。

イ 手持資材については、貸付対象として認めないものとする。

ウ 市町村等の補助金については、自己資金分として計算して差し支えないものとする。

(4) 償還期間等

ア 資金種類ごとの償還期間及び据置期間は別表1のとおりとする。

イ アの規定にかかわらず、別表1の経営等改善資金の表第1号から第7号までに掲げる資金であって、認定農商工等連携事業者(農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者をいう。以下同じ。)が認定農商工等連携事業(農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業をいう。以下同じ。)を実施するのに必要なものの償還期間等は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	償 還 期 間 等
別表 1 の経営等改善資金の表第 1 号から第 4 号までに掲げる資金	9 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）
別表 1 の経営等改善資金の表第 5 号に掲げる資金	5 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）
別表 1 の経営等改善資金の表第 6 号及び第 7 号に掲げる資金	1 2 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）

ウ アの規定にかかわらず、別表 1 の経営等改善資金の表第 1 号から第 7 号まで及び別表 1 の青年漁業者等養成確保資金の表第 3 号に掲げる資金であって、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 4 5 号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第 10 条の認定事業者が認定生産製造連携事業計画（農林漁業バイオ燃料法第 5 条第 2 項に規定する認定生産製造連携事業計画をいう。以下同じ。）に従って農林漁業バイオ燃料法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間等は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	償 還 期 間 等
別表 1 の経営等改善資金の表第 1 号から第 4 号までに掲げる資金	9 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
別表 1 の経営等改善資金の表第 5 号に掲げる資金	5 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
別表 1 の経営等改善資金の表第 6 号及び第 7 号並びに別表 1 の青年漁業者等養成確保資金の表第 3 号に掲げる資金	1 2 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）

エ アの規定にかかわらず、別表 1 の経営等改善資金の表第 1 号から第 7 号までに掲げる資金であって、認定農林漁業者等（六次産業化法第 6 条第 3 項に規定する認定農林漁業者等をいう。）が認定総合化事業（六次産業化法第 9 条第 1 項に規定する認定総合化事業をいう。以下同じ。）を行うのに必要なものの償還期間等は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	償 還 期 間 等
別表 1 の経営等改善資金の表第 1 号から第 4 号までに掲げる資金	9 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）
別表 1 の経営等改善資金の表第 5 号に掲げる資金	5 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）
別表 1 の経営等改善資金の表第 6 号及び第 7 号に掲げる資金	1 2 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）

オ アからエまでの規定にかかわらず、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産につい

て東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者が、東日本大震災の後令和7年3月31日までに借り受けるものの償還期間及び据置期間は、アからエまでに掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

(5) 償還金の支払方法

ア 支払の方法は、償還期間が1年以内の貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦の方法によるものとする。

なお、据置期間を設ける貸付金にあっては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦の方法によって償還するものとする。

イ 各年の償還額は、
$$\frac{\text{貸付金額}}{\text{実償還年数（償還期間から据置期間を除いた年数）}}$$
で算出し、千円未満の端数が生じた場合は、すべて第1回目の償還金額に加算するものとする。従って、第2回目以降の償還はすべて均等額となる。

ウ 貸付金の一部について繰上償還又は期限前償還があった場合には、残額について前項イに準じ償還計画を変更するものとする。

第3 貸付資格

1 貸付資格の申請

第2条第1項の資金の貸付けを受けようとする者は、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置（以下「経営等改善措置等」という。）に関する計画（規則様式第2号）を作成し、これを貸付資格認定申請書（規則様式第1号）に添え、地区内に含む県が沿岸漁業改善資金に係る貸付金の支出及び収納の事務を委託している漁業協同組合（以下「委託漁協」という。）を経由して知事（県農林水産政策課扱いとする。以下同じ。）に提出するものとする。

2 貸付資格の認定

知事は、前項の認定の申請があったときは、その申請者が申請に係る沿岸漁業改善資金をもつて経営改善措置等を実施することにより、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善、沿岸漁業従事者等の生活の改善又は近代的な経営方法若しくは技術を実地に習得する見込みがあると認められる場合は、沿岸漁業改善資金貸付資格の認定を行うものとする。

第4 貸付事務

1 貸付申請（規則第6条関係）

(1) 貸付けを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、貸付資格認定申請書（規則様式第1号）（当該申請者が次に掲げる者である場合は、貸付資格認定申請書及び当該各号に定める書類）に貸付申請書（規則様式第2号の2）及びその他都道府県知事が必要と認める書類（以下「貸付資格認定申請書等」という。）を添え、正本1通及び副本2通を、当該申請者の住所地（当該申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、当該申請者に係る認定農工商等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等の住所地。以下同じ。）を「委託漁協」を経由して知事に提出するものとする。

ア 認定農工商等連携事業者 認定農工商等連携事業計画（農工商等連携促進法第5条第3項に規定する認定農工商等連携事業計画をいう。）

イ 農林漁業バイオ燃料法第10条の認定事業者 認定生産製造連携事業計画

ウ 促進事業者 認定総合化事業計画（六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画をいう。）

(2) 委託漁協は、(1)の貸付資格認定申請書等（経営等改善措置等に関する計画の添付書類を含む。以下同じ。）の提出があったときは、正本1通及び副本1通を速やかに当該申請者の住所地をその管轄地区内に含む県の水産業普及指導員駐在所（以下「水産業普及指導員駐在所」という。）に送付するものとし、担当普及指導員の意見（貸付けの適否及びその理由）を添付の上、正本1通を知事に送付するものとする。

(3) 知事は、申請者の住所地を地区内に含む委託漁協がない場合、申請者が漁業協同組合である場合その他やむを得ない理由により貸付資格認定申請書等を委託漁協を経由して提出することが困難であると認めるときは、(1)、(2)に準じ水産業普及指導員駐在所等を経由して提出させるものとする。

(4) 貸付資格認定申請書等の提出時期は、別表2のとおりとする。

(5) 各機関において、上記に定める以外に 貸付資格認定申請書等を必要とする場合には各機関の写しをとるものとする。

2 保証人等（規則第5条関係）

(1) 保証人の基準

ア 連帯保証人は、弁済の能力を十分有する者であること。知事は、必要な場合は漁業協同組合等の意見を聞くものとする。

イ 個人で借り受ける場合は、2名以上とする。ただし、青年漁業者等養成確保資金にあっては、うち1名は経営主を加えるものとする。（なお、貸付額が20万円未満のものについては1名でもよいものとする。）

ウ 共同で借り受ける場合は、資金の貸付けを受けようとする者（連帯債務者を含む。）以外の者を1名以上とする。

エ 申請者が第2の3の(1)のウの団体、認定中小企業者（農工商等連携促進法第2条第1項第6号から第8号までに該当するものに限る。）又は促進事業者（企業組合、協業組合その他知事が別に定めるものに限る。）であるときは、当該団体、認定中小企業者又は促進事業者の構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあっては、当該団体、認定中小企業者又は促進事業者の理事等）が連帯保証人となるものとする。また、必要な場合は、これらの者以外の者を1名以上加えるものとする。

(2) 保証意思の確認

ア 委託漁協は、連帯保証人となる予定の者（以下「保証予定人」という。）が、自らの意思により連帯保証人となり、申請者と連帯して借受金を償還することについて、あらかじめ保証予定人本人に確認するものとする。

イ アの確認は、保証予定人に対し、保証意思確認書（様式第19号）に署名押印を徴求することとし、原則として、保証予定人と対面して徴求する方法又は保証予定人の自宅へ保証意思確認書を送付し、署名押印したものを返送させる方法のいずれかにより行うものとする。

(3) 保証人の追加及び変更

ア 申請者は、知事が連帯保証人の追加を必要と認めて請求したときは、直ちにこれに応じ、連帯保証人追加届（様式第1号）を委託漁協及び徳島県信用漁業協同

組合連合会（以下「信漁連」という。）を経由して知事に提出するものとする。

イ 申請者は、連帯保証人の変更を申請するときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第2号）を委託漁協及び信漁連を経由して知事に提出するものとする。

ウ 委託漁協は、ア及びイにより申請者から連帯保証人の追加又は変更の申請があった場合には、(2)により、新たに連帯保証人となる予定の者に対し、保証意思確認書に署名押印を徴求することとし、当該確認書を信漁連を経由して知事に提出するものとする。

エ 知事は、イの連帯保証人変更承認申請書を受理し、審査の結果適当と認めたときは、これを承認し、申請者、委託漁協及び信漁連に通知するものとする。

3 貸付決定（規則第7条関係）

(1) 審査及び決定

ア 知事は、貸付資格認定申請書等を受理した場合は、別に定めるところによる農林漁業資金貸付認定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、法第8条の趣旨に即して貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

なお、審査会をもって沿岸漁業改善資金助成法の施行について（昭和54年4月27日付け54水研第613号農林水産事務次官依命通知）第3の10の(2)の沿岸漁業改善資金運営協議会に代えるものとする。

イ 貸付資格の認定及び貸付けの決定の時期は、別表2のとおりとする。

(2) 決定通知

ア 知事は、貸付資格の認定及び貸付けの決定をしたときは、貸付資格認定通知書（様式第3号）を貸付決定通知書（様式第4号）と併せて申請者に交付するとともに、信漁連、委託漁協及び水産業普及指導員駐在所にその旨を通知するものとする。

イ 知事は、貸付資格の認定及び貸付けの決定後直ちに貸付決定一覧表（様式第4号）を信漁連に送付するものとする。

(3) 借入辞退

ア (1)のアにより貸付資格の認定及び貸付けの決定を受けたもの（以下「借受者」という。）が借入れを辞退する場合は、直ちに借入辞退届（様式第6号）を委託漁協及び信漁連を経由して知事に提出するものとする。

イ 前項アの場合において知事は、水産業普及指導員駐在所に連絡するものとする。

(4) 借用証書の提出（規則第8条関係）

ア 借受者は、貸付決定通知の交付を受けた日から20日以内に借用証書（規則様式第3号）を委託漁協及び信漁連を経由して知事に提出するものとする。

イ 知事は、借受者からの借用証書を審査の上、適当と認める場合は、この旨直ちに信漁連に連絡するものとする。

(5) 保証意思確認書の提出

委託漁協は、貸付決定通知の交付を受けた日から20日以内に、2の(2)により保証予定人から徴求した保証意思確認書を信漁連を経由して知事に提出するものとする。

(6) 資金の交付

ア 知事は、当該貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）を信漁連及び委託漁協を経由して借受者に交付（口座振替）するものとする。

イ 貸付金の交付日は、原則として6月20日、9月20日、12月20日及び3月20日の年4回とする。

4 貸付決定の取消し等（規則第9条関係）

(1) 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件の全部若しくは一部を変更することができる。

ア 3の(4)のアの規定にかかわらず、借用証書を20日以内に提出しないとき。

イ 虚偽の申請又は不正の手段により貸付金の貸付けの決定を受けたとき。

ウ 破産手続開始の決定その他貸付金の貸付けに支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。

エ 貸付金の貸付けの対象となつた事業の実施を取りやめたとき。

オ 貸付金の貸付けの対象となつた事業の実施に要する経費の全部又は一部を支払う必要がなくなつたとき。

カ 貸付金の貸付けの決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

キ 第2の3の(2)のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 知事は、(1)の規定により貸付けの決定を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、その旨を借受者、委託漁協等及び普及指導員に通知するものとする。

5 事業実施（規則第10条関係）

(1) 借受者は、貸付けを受けてから原則として3ヶ月以内（漁業経営開始資金にあっては6ヶ月以内）に事業を完了しなければならないものとする。

(2) 借受者は、前項の期間中に事業が完了しない場合は、事業完了延期承認申請書（様式第7号）を委託漁協及び水産業普及指導員駐在所を經由して知事に提出し、承認を受けるものとする。

(3) 前項の延期期間は、6ヶ月の範囲内において必要な期間を承認するものとする。

(4) 知事は前項により承認した場合は、申請者、委託漁協及び水産業普及指導員駐在所に通知するものとする。

6 事業計画変更

(1) 借受者は、貸付決定を受けた事業計画のうち次に掲げる変更を行おうとするときは、直ちに変更承認申請書（貸付資格認定申請書等注：変更前計画は（ ）書とする。）に変更理由を付し、第3の1の手続きに準じて知事に提出するものとする。

ア 事業費が当初経営改善措置等に関する計画より20%以上増減するとき。

イ 貸付対象事業のうち、主要な施設、機器、資材若しくは工事の規模、構造、性能、数量若しくは工事量又は施設等の大幅な変更（20%以上）をしようとするとき。

ウ その他制度の趣旨からみて重要な変更をしようとするとき。

なお、前項ア、イ、ウ以外の軽微な変更についても事業完了報告書には変更の内容、理由を記入するものとする。

(2) 知事は、前項の変更承認の適否を決定し、申請者、委託漁協及び水産業普及指導員駐在所に通知するとともに必要な場合は期限前償還等の措置を行うものとする。

7 事業実施報告書（規則第11条関係）

(1) 事業実施報告書の提出

ア 借受者は、事業実施後20日以内に事業実施報告書（規則様式第4号）正本1通及び副本2通を委託漁協（第3の1の(3)の規定により貸付申請書を水産業普及指導員駐在所等を経由して知事に提出したときは、信漁連。以下第3の7の(1)のイ、第3の7の(2)のア、第3の9の(1)中「委託漁協」においても同じ。）を経由して知事に提出するものとする。

イ 委託漁協は、前項の事業実施報告書の提出があったときは、正本1通を知事に、

副本 1 通を水産業普及指導員駐在所に送付するものとする。

ウ 借受者が法人格のない団体の場合にあつては、個人別内訳明細書（様式第 8 号）により各人が確認押印の上、知事に提出するものとする。

エ アの場合において借受者が操船作業省力化機器等設置資金、捕機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入資金又は婦人・高齢者活動資金の貸付けを受けた者である場合は、当該貸付けについて規則様式第 4 号その 1 の 2 注 4 に定める証明書の写しを事業実施報告書に添付すること。

オ 借受者は、当該貸付けに係る事業費の領収書、請求書及び事業の着工日が確認できる書類等を委託漁協又は信漁連に提出するとともにその写しを事業実施報告書に添付するものとする。

(2) 関係機関における処理

ア 事業実施報告書を受理した委託漁協は、速やかに事業費の確認を行い正本 1 通を知事に、副本 1 通を水産業普及指導員駐在所に送付するものとする。

なお、領収書等の証拠書類について借受者の同意を得られる場合は委託漁協において保管するものとする。

イ 事業実施報告書副本の送付を受けた水産業普及指導員は沿岸漁業改善資金借受者調査書（様式第 9 号）（借受者が認定中小企業者の場合であっても、連携先である沿岸漁業者について作成すること）を作成し知事に提出するものとする。

ウ 知事は、事業実施報告書又は、信漁連及び水産業普及指導員駐在所の連絡によりこれを審査の上、当該貸付金について次の各号の 1 に該当する場合には借受者に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求するものとする。

(ア) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(イ) 償還金の支払を怠ったとき。

(ウ) 前 2 項に揚げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

エ 前項ウの場合において知事は、水産業普及指導員駐在所に連絡するものとする。

8 償還金等の徴収

(1) 償還金

ア 償還金の返済期日は、2 月 2 8 日（又は 2 9 日）、5 月 3 1 日、8 月 3 1 日及び 1 1 月 3 0 日の年 4 回とし、償還期日の決定は 1 年以内の範囲で 1 年に近いいずれかの日とする。ただし、約定償還日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日その他の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日をもってこれにあてる。

イ 知事は、貸付金に係る償還金については、借受者に対し信漁連及び委託漁協を経由して納入通知書（徳島県会計規則（昭和 3 9 年徳島県規則第 2 3 号。以下「会計規則」という。）様式第 1 0 号）を発行するものとする。

ウ 知事は、借受者から委託漁協及び信漁連を経由して繰上償還届（様式第 1 0 号）の提出があった場合も、前項イと同様に納入通知書を発行するものとする。

エ 知事は、第 3 の 7 の (2) のウにより期限前償還の請求をした場合も前項イ、ウと同様に納入通知書を発行するものとする。

オ 知事は、償還の完了した者については、信漁連及び委託漁協を経由して借用証書を返戻するものとする。

(2) 違約金

知事は、法第11条に基づく違約金について、信漁連から払込書（会計規則様式第14号）により払込みがあった場合は、速やかに調定するものとする。

9 借受者に係る変更

借受者の死亡及び借受団体の代表者の変更に伴う氏名の変更又は住所の変更があったときは速やかに借受者名義変更届（様式第20号）を委託漁協及び信漁連を経由して知事に提出するものとする。

10 支払猶予（規則第12条及び第13条関係）

(1) 支払猶予の申請

ア 償還金の支払いの猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書（規則様式第5号）に次の証明書を添え、正本1通及び副本2通を償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに委託漁協を経由して知事に提出するものとする。

(イ) 借受者（団体の場合はその構成員）又は、その者と住所及び生計を一にする親族が死亡した場合は市町村長の証明書、疾病又は負傷した場合は医師が証明する書類。

(イ) 災害（暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象及び病虫害のほか、火災及び盗難等も含む。）により被害を受けた場合は、市町村等関係官庁の証明書。

イ 支払猶予申請書を受理した委託漁協は正本1通を知事に、副本1通を水産業普及指導員駐在所に提出するものとする。

(2) 支払猶予の決定

ア 知事は、支払猶予申請書を受理したときは、これを審査し、支払猶予することが相当であると認めるときは直ちに支払猶予の決定を行うものとする。

イ 知事は、支払猶予の決定をしたときは、支払猶予決定通知書（様式第11号）を申請者に交付するとともに委託漁協、水産業普及指導員駐在所及び信漁連等にその旨を通知するものとする。

11 事務の委託（規則第14条関係）

(1) 委託事務

知事は、沿岸漁業改善資金助成法施行令第8条に揚げる事務を信漁連に委託し、地方自治法施行令第158条第1項及び第165条の3第1項の規定による、沿岸漁業改善資金に係る公金の支出及び収納の事務を信漁連及び漁業協同組合に委託する。

(2) 資金の交付

ア 貸付金の送金を受けた信漁連は、第3の3の(4)のアにより提出された借用証書を照査の上、貸付金を関係漁協に送金（口座振替）するとともに、貸付報告書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

イ 貸付金の送金を受けた委託漁協は、当該貸付金を借受者に送金（口座振替）するとともに、交付報告書（様式第13号）を信漁連へ送付し、借受者の受領通知書（様式第14号）を信漁連を経由して知事に提出するものとする。

ウ 信漁連は、貸付金の送金を完了したときは、会計規則第43条の定めるところにより、精算調書（会計規則様式第41号）を知事を経由して出納機関に報告するものとする。

エ 信漁連は、交付金の利息については、毎1月分を取りまとめ翌月10日までに振込書により出納機関に払込むものとし、利息計算書（様式第15号）を知事に提出するものとする。

オ 知事は、エにより振込があった場合は、速やかに調定するものとする。

(3) 債権の保全及び取立て

ア 信漁連は債権の保全等に常時注意するものとする。

イ 信漁連及び委託漁協は第3の8の(1)のイにより納入通知書を受け取ったときは、借受者から償還金を収納し、所定の期日までに知事に納付するものとする。

ウ 借受者が償還金を延滞した場合、信漁連及び委託漁協は違約金を延滞元金と同時に受領の上、払込書により知事に納付するものとする。

エ 信漁連は、借受者が30日以上償還金を延滞した場合は、沿岸漁業改善資金延滞状況報告書（様式第16号）を知事に提出するものとする。

(4) その他

ア 信漁連は借受者ごとの貸付金額等を明らかにした沿岸漁業改善資金管理簿（様式第17号）を作成するものとする。

イ 信漁連は毎月末の貸付状況等について報告書（様式第18号）を作成し、翌月10日までに知事に提出するものとする。

12 経由機関の特例

第3の1の(3)の規定により、水産業普及指導員駐在所等を経由して、貸付申請書を提出させたものについての第3の2の(2)、第3の2の(3)、第3の3の(2)のア、第3の3の(3)、第3の3の(4)のア、第3の3の(5)、第3の3の(6)のア、第3の5の(2)、第3の5の(4)、第3の6の(2)、第3の8の(1)のイ、第3の8の(1)のウ、第3の8の(1)のエ、第3の8の(1)のオ、第3の9、第3の10の(2)のイ、第3の11の(3)、第3の11の(4)のアの規定の適用については、これらの規定中「委託漁協」は除くものとする。

13 水産業普及指導員の指導

現地において直接借受者に接して普及指導に当たる職員は、借受者（借受者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等）に対し、貸付前のみならず、貸付後の事業実施及びその後の事業活動について積極的な指導援助を行うものとする。

14 個人情報の保護

沿岸漁業改善資金の貸付に関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）、その他個人情報の保護に関する規定に基づき、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、適正に取り扱うものとする。

附 則

この要領は、昭和55年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3の1の(4)、第3の3の(2)のイ、別表1の表の改正規定については、平成11年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月18日から施行する。

ただし、別表2の表の改正規定については、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年３月２５日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年３月３１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。